

重要土地等調査規制法の採決に抗議し、同法の発動を許さず廃止を求める会長声明

- 1 本年6月16日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(以下「本法」という。)が参議院本会議にて採決され、成立した。

本法は、外国資本による防衛施設周辺の土地取得等によって施設の機能が阻害されることを防止することを目的として、内閣総理大臣が「重要施設」の敷地の周囲おおむね千メートルの区域等を「注視区域」や「特別注視区域」として指定し、これらの区域内の土地や建物(以下「土地等」という)の利用状況の調査や利用中止等の勧告や命令といった規制をすることができ、調査や命令に応じない場合に刑事罰を科すことも可能とするものである。

- 2 しかし、本法には以下のとおり基本的人権の侵害等につながりかねない重大な問題がある。

まず、「注視区域」指定の前提となる「重要施設」には、自衛隊や米軍、海上保安庁の施設のほか、「機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので、政令で定めるもの」(生活関連施設)を含むとされている。調査規制の対象となる注視区域の指定を、このような曖昧な要件で政令に委任することは、後述する本法による人権侵害の範囲を、国会の関与もないままに不当に拡大させるおそれがある。

次に、「注視区域」で行うとされる調査は、調査対象となる情報の範囲が政令に委ねられ、調査対象者も土地等の「利用者その他の関係者」と広範に及んでいる。そのため、広範な市民の行動や交際範囲、活動歴、思想信条などの情報が本人の知らないうちに情報提供される可能性があり、市民のプライバシーや思想良心の自由が侵害されるおそれがある。調査においては刑事罰をもって報告や資料の提出が強制されるというのであり、これら権利侵害のおそれは極めて高いというべきである。

また、「注視区域」において土地等を「重要施設」等の機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときには、当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとることを勧告、命令できるとし、その違反に対しては刑事罰をもって臨むとされている。しかし、何が機能阻害行為にあたるかについては閣議決定で例示をするのみとされており、刑事手続きの大原則である罪刑法定主義に明らかに反している。

そして、「特別注視区域」の一定面積以上の土地等の売買にあたって

は、内閣総理大臣への届出を義務付け、違反には刑事罰を科すとされているが、これも財産権の侵害や居住移転の自由の侵害につながるおそれがある。

そもそも、これまで外国資本による重要施設周辺の土地取得等による問題が生じたことがないことを政府自身が認めており、本法は、その立法事実の存在自体に疑問があるのである。

- 3 このように本法は、立法事実の存在自体に疑問があるばかりではなく、プライバシー権、思想良心の自由、財産権、居住移転の自由等の人権の侵害及び罪刑法定主義違反という重大な危険を孕んでいる。

高知県内には、陸上自衛隊、航空自衛隊の施設があり、その周囲には多数の県民が居住している。本法が発動されることとなれば、多数の県民の権利を侵害し、その生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、到底看過できない。

よって、当会は、基本的人権の擁護を求める立場から、本法の採決に抗議するとともに、本法の発動を許さず、本法を速やかに廃止するよう求める。

2021年（令和3年）8月6日

高知弁護士会

会長 中橋 紅美